

当診療所は、健康保険法の規定に基づき申請し、保険医療機関として近畿厚生局長より指定を受けております。

【近畿厚生局への届出事項に関する事項】

当診療所は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

- 有床診療所入院基本料1
- 有床診療所急性期患者支援病床初期加算
- 有床診療所在宅患者支援病床初期加算
- 夜間緊急体制確保加算
- 医師配置加算1
- 看護配置加算1
- 夜間看護配置加算1
- 看護補助配置加算2
- 看取り加算
- 入院時食事療養（Ⅰ）
- 情報通信機器を用いた診療に係る基準
- 外来感染対策向上加算
- 連携強化加算
- 医療DX推進体制整備加算
- 初診料（歯科）の注1に掲げる基準
- 歯科外来診療医療安全対策加算1
- 歯科外来診療感染対策加算1
- ニコチン依存症管理料
- がん治療連携指導料
- 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- 歯科治療時医療管理料
- CT撮影
- 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）
- 運動器リハビリテーション料（Ⅱ）
- 歯科技工士連携加算2
- CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
- 医科点数表第2章第10部手術の通則16に掲げる手術（胃瘻造設術）
- クラウン・ブリッジ維持管理料
- 外来・在宅ベースアップ評価料（1）
- 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（1）
- 入院ベースアップ評価料（43）
- 酸素の購入価格

【入院基本料に関する事項】

- 当診療所の一般病棟には、看護職員が看護師3名を含む10名以上が勤務しています。
- 当診療所の一般病棟には、夜間の看護職員が2名以上配置しています。
- 当診療所の一般病棟には、看護補助者が2名以上配置しています。

【入院時食事療養費に関する事項】

当院は、入院食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士により管理された食事を適時（夕食については午後6時以降の配膳）、適温で提供します。